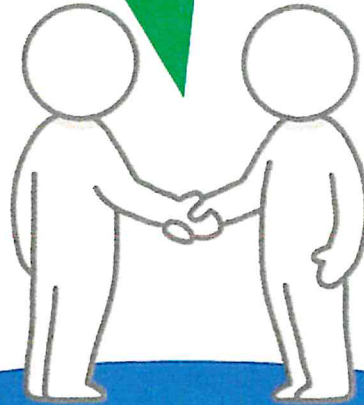


在籍型出向を支援します！

-要件を満たせば、産業雇用安定助成金も受給できます！-

社員の雇用を
維持したい！

人手がほしい！



【出向元】
従業員の雇用を
守ることができます！

産業雇用安定センター
がお手伝い！

【出向先】
人材の受入方法
の選択肢拡大や
職場の活性化効
果も期待！

産業雇用安定助成金も
利用可能！

在籍型出向について知りたい方はコチラ

⇒動画説明（13分） <https://www.youtube.com/watch?v=IJ77IHkzBYY>



産業雇用安定助成金について知りたい方はコチラ

⇒動画説明（16分） <https://www.youtube.com/watch?v=8QPdGRHwLaU>



—お問い合わせ先—

京都府在籍型出向等支援協議会事務局（厚生労働省京都労働局職業安定課）

E-mail : zaiseki-s26@mhlw.go.jp （TEL:075-241-3268）

※上記メールアドレスあて、企業名、ご担当者名、ご連絡先をお送りください。相談内容についてお伺いした上で、産業雇用安定センターや京都労働局助成金センターなど関連機関へおつながります。

—京都府在籍型出向等支援協議会—

以下の団体が参加・連携し、在籍型出向にかかる支援を行っています。（順不同）

- ・京都商工会議所 ・京都府商工会連合会 ・京都府中小企業団体中央会 ・一般社団法人京都経営者協会
- ・一般社団法人京都経済同友会 ・公益社団法人京都工業会 ・日本労働組合総連合会京都府連合会 ・京都銀行
- ・公益財団法人産業雇用安定センター ・京都府社会保険労務士会 ・京都府 ・京都市 ・経済産業省近畿経済産業局
- ・国土交通省近畿地方整備局 ・国土交通省近畿運輸局 ・厚生労働省京都労働局

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら→

助成対象となる「出向」とは？

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。

また、出向した労働者は、出向期間修了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成の内容

① 出向初期経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

【内容】出向前に、出向の成立に必要な措置※を行った場合に以下の額を助成

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助成額	加算額
出向元・出向先	各10万円／1人あたり（定額）	各5万円／1人あたり（定額）

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

② 出向運営経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主

【内容】出向中に必要な経費※の一部を最長2年まで助成

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助成率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
企業グループ内出向の場合	2/3	1/2
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円／1人1日あたり	

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

③ 出向復帰後訓練助成

【対象】出向元事業主

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経費助成	賃金助成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）

申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**コールセンター**、**最寄りの都道府県労働局**、**ハローワーク**までお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。